

鈴鹿市ウェブサイトバナー広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、市が管理する鈴鹿市ウェブサイトへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 バナー広告とは、ウェブサイトのページ上に表示される画像広告で、画像をクリックすることにより特定のウェブサイトへリンクするものをいう。

(広告等の範囲)

第3条 市のウェブサイト広告に掲載することができる者、広告の内容及びリンク先のウェブサイト内容の範囲は、鈴鹿市広告掲載要綱第3条及び鈴鹿市広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の規格)

第4条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル・横120ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG
- (3) 容量 10KB以下

2 前項に規定する以外の広告の規格は、別途定めるものとする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ及び広告の位置は、市長が指定する。

- 2 掲載する広告の枠数は、トップページ10枠とする。
- 3 掲載する広告は、原則1企業1枠までとする。

(広告代理店)

第6条 バナー広告の募集は、広告代理店(以下「代理店」という。)を通じて行うものとする。

2 競争入札により、最高額の広告料を提示した代理店(以下「広告主」という。)

を落札者とする。

(広告料)

第7条 広告料は、広告主が見積もった額とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(広告内容の変更)

第9条 広告内容は、3か月ごとに変更できるものとする。

(広告内容の審査)

第10条 市長は、鈴鹿市広告掲載要綱第6条の規定により、広告主により示された広告内容等について、掲載の可否を審査するものとする。

(広告料の納入)

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料を納入するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに広告原稿を提出するものとする。

3 広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとする場合は、変更を希望する日の1か月前までに、市長に広告原稿を提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、広告の掲載を取り消し、又は一時停止することができるものとする。

(1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 広告掲載期間中に、第3条に規定する広告等の範囲を逸脱したとき。

(3) その他広告の掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消し、又は一時停止した場合においては、市長

は、広告主に対しその賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、1か月前までに書面により市長に申し出るものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、市長は、納付済の広告料は広告主に返還しないものとする。

(広告料の返還)

第15条 広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができないときは、市長は、納付済の広告料の全部又は一部を広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告料は、掲載できなかった日数に応じた額とする。

(その他)

第16条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年3月1日から施行する。